

○丹波篠山市地域おこし協力隊設置要綱

平成26年3月28日

要綱第12号

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、丹波篠山市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 「丹波篠山市総合計画（基本計画）」で目指すまちづくりに資する活動
- (2) 地域行事又はコミュニティ活動の支援に関する活動
- (3) 地域の課題解決に資する活動
- (4) 市長が地域の活性化に資すると認める活動

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から丹波篠山市内へ移し、委嘱に際して住民票を異動する者
- (2) 心身ともに健康で、農村集落での地域おこし活動や地域住民との協働活動に取り組む意欲と情熱があり積極的に活動できる者
- (3) 委嘱期間満了後も本市で活動する意欲のある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

2 隊員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、当該任期は、隊員の活動実績等を勘案し、最長3年まで延長することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年以内の期間が生じたときは、当該期間に相当する期間に限り、任期を延長することができる。

(報償等)

第4条 隊員には、第2条に規定する活動（以下「地域おこし活動」という。）に対して、報償費を支給する。ただし、育児等に係る活動中断期間は、報償費を支給しない。

- 2 隊員の報償費は、日額 11,650 円とする。
- 3 隊員の活動日数その他の勤務条件については、別に定める。
- 4 隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。
- 5 隊員は、その活動状況について日誌に記録するとともに、毎月、活動報告書を市長に提出するものとする。

(地域おこし活動の支援等)

第 5 条 市長は、隊員に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 地域おこし活動に関するコーディネート
 - (2) 地域等との調整及び住民への周知
 - (3) 地域への定住のためのサポート
 - (4) その他円滑な地域おこし活動に必要な事項
- 2 市長は、隊員の地域おこし活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。
 - 3 市長は、隊員の地域おこし活動に関して必要な指導又は助言を行うことができる。

(委嘱の取消し)

第 6 条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 隊員から解嘱の申出があったとき。
- (2) 疾病等のため、地域おこし活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (3) 活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (4) 市外に転出したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段によって委嘱されたとき。
- (6) その他隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(守秘義務)

第 7 条 隊員は、地域おこし活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日要綱第 12 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日要綱第 19 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日要綱第 22 号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。